

教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議年次報告（令和2年）の概要

【令和2年10月5日公表】

1 年次報告について

有識者会議において、自治体による死亡事故等の検証報告に対するヒアリングを踏まえ、事故報告集計及び事故情報データベースから事故の傾向を分析し、再発防止策について検討した結果を年次報告として取りまとめている。

令和2年度は、特集として、認可外保育施設を対象とする事故防止に関する自治体の取組を収集し、再発防止策の提言を行う。

2 令和元年事故報告集計について

令和元年に自治体から国に報告された、教育・保育施設等で起きた死亡事故及び負傷等（治療に要する期間が30日以上を負傷または疾病）については、以下のとおりである。

<死亡事故の状況>

発生件数：6件（令和元年）

（認可保育所2件、認可外保育施設3件、一時預かり事業1件）

内 訳：交通事故2件（園外保育中）

睡眠中4件（病死2件、うつぶせ寝の事故2件）

<意識不明の状況> 一過性のもので、その後は通園を再開している。

発生件数：11件（令和元年）

（認可保育所6件、企業主導型保育施設2件、認定こども園・

小規模保育事業・放課後児童クラブ各1件）

要 因：熱性痙攣5件、てんかん又はその疑い4件、
転倒による脳震盪1件、誤嚥によるもの1件

3 事故対策・予防として求められること

交通事故への対策

- 安全を確保のための対策の実施
- 防護柵の充実や歩道の設置
- ゾーン30（速度規制）の整備
- キッズ・ゾーンの設定

睡眠中の事故防止

- 定期的に睡眠状況の確認の徹底
- 顔が見えるよう仰向けに寝かせる
- 呼吸・体位・睡眠状況を確認

配慮が必要な児童への対応

- 心身の発達には個人差があることに注意
- 主治医の診断と指示を基に保護者と情報を共有しておく
- 緊急時は救急対応を講じながら、119番通報をして、児童の状態と時間を記録しておく
- 普段から緊急時の対応体制の確認をし、研修や訓練の機会を通じて組織的な体制を整備しておく

【特集】認可外保育施設を対象とする事故防止の取組み

< 認可外保育施設を取り巻く社会的背景 >

幼児教育・保育の無償化により、保育の質の向上の社会的関心がより一層高まっており、重大事故防止に向けた自治体や教育・保育施設等の取組の強化、事故報告・検証の確実な実施が求められている。

< 認可外保育施設での重大事故の発生状況 >

○ **死亡事故の件数：29件/50件 58%（平成27年～令和元年）**

○ **睡眠中の事故：28件/29件（実に96%が睡眠中に起きた事故）**

事故発生時に、保育士が他の業務等で場を離れていた、子どもを継続的に観察していない、発見後直ちに119番通報を行わない等、検証報告からも**子どもの安全を最優先とする意識の徹底が不十分であったことが判明している。**

○ **ガイドラインによる注意事項の提示や有識者会議からの注意喚起等を繰り返し行ってきたが、同様の事故が繰り返されている。**

自治体の好事例

東京都

- ・巡回指導と立入調査との連携による指導監督
- ・その他認可外保育施設の質の向上に資する各種の取組

広島市

- ・特別立入調査(抜き打ち調査)
- ・幼児教育保育アドバイザーの派遣

川崎市

- ・公立保育園の園長経験者等を民間保育施設指導員として再任用した指導監督や支援
- ・川崎認定保育園への支援

川口市

- ・死亡事故の検証をきっかけとした抜き打ち立入調査
- ・プレスチェックの抜き打ち調査
- ・川口市保育マニュアルの作成

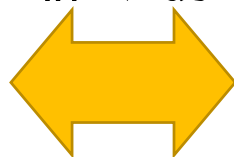
4 認可外保育施設の事故防止についての提言

指導監査において、都道府県と市町村が相互の情報共有と役割分担の重要性を再認識し、認可外保育施設の保育の質の向上に関与しなければならない。また、次のような都道府県と市町村の強みを生かし、**相互に協働で責任を果たしていくことが、認可外保育施設における事故防止に繋がる。**

< 都道府県の強み >

- 管轄する施設数が多く、広範囲であることから、専門のチームで指導監査を実施できる。
- 保育現場の経験者をチームに加えることで、高い水準での指導監督と巡回支援指導を実現できる。

相互連携



< 市区町村の強み >

- 施設と物理的に距離が近く、緊急での立入調査が生じた場合、迅速に施設を訪問できる。
- 巡回支援指導や研修の機会を通じて顔の見える関係が築きやすく、親和的な関係性を生み出せる。